



島根県報

平成26年7月11日（金）

号外第95号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例	（総 務 課）	7
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	11
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（教育庁総務課）	13
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	15
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	16
職員の配偶者同行休業に関する条例	（ 〃 ）	18
島根県県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	25
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例	（健康福祉総務課）	26
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（医 療 政 策 課）	28
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	（青少年家庭課）	29
島根県いじめ問題対策連絡協議会条例	（教育指導課）	30
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	31

公布された条例等のあらまし

◇公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第30号）

1 条例の概要

公益社団法人若しくは公益財団法人又は通常の一般社団法人若しくは一般財団法人に移行した法人の名称の変更に伴う次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 貸付金の返還債務の免除に関する条例
- (2) 職員の給与に関する条例
- (3) 職員の退職手当に関する条例
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- (5) 島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例
- (6) 島根県県税条例
- (7) 島根県暴力団排除条例
- (8) 県立学校の教育職員の給与に関する条例
- (9) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

◇県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

◇市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 条例の概要

- (1) 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）以上の職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の昇給は、その者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとする事とした。
- (2) (1)にかかわらず、平成25年3月31日に単純な労務に雇用される職員であった者で、同年4月1日に新たに行政職給料表の適用を受ける職員又は高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員となったもの（平成26年4月1日に50歳以上の職員又は県立学校の教育職員であって、平成25年4月1日から引き続き同一の職務の級に在職するものに限る。以下「特定職員等」という。）の昇給について、57歳となるまではその者の勤務成績が良好である場合も行うものとし、55歳以上の特定職員等が勤務成績の判定の期間の全部を良好な成績で勤務した場合の昇給の号給数は2号給を標準とすることとした。
- (3) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

2 施行期日

平成27年1月1日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 条例の概要

- (1) 当分の間、職員（人事委員会規則で定める職員に限る。(3)において同じ。）が次に掲げる作業に従事したときは、特殊現場作業従事手当を支給することとした。（附則第4項関係）
 - ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
 - イ 原子力災害対策本部長の指示（ウにおいて「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（アの作業を除く。）

- ウ 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（ア及びイの作業を除く。）
- (2) (1)の手当の額は、1日につき、次に掲げる作業の区分に応じて次に定める額とすることとした。（附則第5項関係）
- ア (1)のアの作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円
- イ (1)のアの作業のうち(2)のア及びエに掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。） 20,000円
- ウ (1)のアの作業のうち(2)のア、イ及びエに掲げるもの以外のもの 13,300円
- エ (1)のアの作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 3,300円
- オ (1)のイの作業のうち屋外において行うもの 6,600円
- カ (1)のイの作業のうち屋内において行うもの 1,330円
- キ (1)のウの作業のうち屋外において行うもの 3,300円
- ク (1)のウの作業のうち屋内において行うもの 660円
- (3) 職員が同一日において、(2)のアからクまでの作業のうちの2以上の作業に従事したときは、これらの作業に係る特殊現場作業従事手当のうちその額の最も高いものの一を支給することとした。（附則第6項関係）
- (4) (2)のオ及びキの作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊現場作業従事手当の額は、(2)及び(3)により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とすることとした。（附則第7項関係）
- 2 施行期日
- 公布の日から施行することとした。

◇職員の配偶者同行休業に関する条例（条例第35号）

1 条例の概要

- (1) 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業（職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定め滞る配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下同じ。）をすることを承認することができることとした。（第2条関係）
- (2) 配偶者同行休業の実施のため、次の事項を定めることとした。
- ア 配偶者同行休業の期間
- 配偶者同行休業の期間は、3年を超えない範囲内の期間とすることとした。（第3条関係）
- イ 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞る事由（第4条関係）
- (7) 外国での勤務
- (イ) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (ウ) 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（(7)又は(イ)に該当するものを除く。）
- ウ 配偶者同行休業の期間の延長
- 配偶者同行休業の期間の延長は、特別な事情がある場合を除き、1回に限ることとした。（第6条関係）
- エ 配偶者同行休業の承認の取消事由（第7条関係）
- (7) 配偶者が外国に滞らないこととなり、又は配偶者が外国に滞る事由がイに該当しないこととなったこと。
- (イ) 配偶者同行休業をしている職員が、産前産後の休暇を取得することとなったこと。
- (ウ) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、育児休業を承認することとなったこと。
- オ 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の任用のいずれかを行うことができることとした。（第9条関係）

- (ア) 申請期間を任期の限度として行う任期を定めた採用
 (イ) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- (3) 配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整及び退職手当の取扱いについて定めることとした。（第10条・第11条関係）
- (4) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。

- ア 島根県職員定数条例
 イ 県立学校の職員定数条例
 ウ 市町村立学校の教職員定数条例
 エ 島根県地方警察職員定員条例
 オ 島根県企業局職員定数条例
 カ 島根県病院局職員定数条例
 キ 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例
 ク 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例
 ケ 職員の育児休業等に関する条例
 コ 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

- (5) その他所要の事項を定めることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 条例の概要

- (1) 法人の県民税の法人税割の税率の改正（第12条・附則第7項・附則第8項関係）

区 分	改正前	改正後
超過課税が適用される法人	100分の5.8	100分の4
上記以外の法人	100分の5	100分の3.2

- (2) 法人の事業税の税率の改正（附則第16項関係）

ア 所得割

- (ア) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の1.5	100分の2.2
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の2.2	100分の3.2
所得のうち年8,000,000円を超える金額	100分の2.9	100分の4.3

- (イ) 特別法人

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の2.7	100分の3.4
所得のうち年4,000,000円を超える金額	100分の3.6	100分の4.6

- (イ) その他の法人

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の2.7	100分の3.4
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の4	100分の5.1

所得のうち年8,000,000円を超える金額	100分の5.3	100分の6.7
イ 収入割		
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額	改正前	改正後
	100分の0.7	100分の0.9

2 施行期日

平成26年10月1日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（条例第37号）

1 条例の概要

(1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに次の事務を浜田市、出雲市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲することとした。（第2条の表第56号関係）

ア 父子福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。イにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理

イ 父子福祉資金の償還の免除に係る申請の受理

(2) 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 貸付金の返還債務の免除に関する条例

イ 島根県立総合福祉センター条例

ウ 島根県部設置条例

エ 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

オ 島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 施行期日

平成26年10月1日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 条例の概要

看護学生修学資金の返還債務の免除の条件である医療施設等における業務従事期間を3年間とする特例の対象について、島根県の区域外に所在する養成施設のうち看護師を養成するものに在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）で、平成22年度から平成27年度までの間に貸付金の貸付けを受けたもの（規則で定める者に限る。）とすることとした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 条例の概要

(1) 乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができることとした。（附則第8項関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県いじめ問題対策連絡協議会条例（条例第40号）

1 条例の概要

(1) 設置

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、島根県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置くこととした。（第1条関係）

(2) 構成

協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者をもって構成することとした。（第2条関係）

(3) 会長

協議会に会長を置き、構成員の互選によりこれを定めることとした。（第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 条例の概要

(1) 運転免許試験に係る手数料の新設（別表第1の38の項関係）

区 分	手数料の額
特定取消処分者に係る試験	1 件につき 1,900円

(2) 引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成26年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第30号

公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第 1 条 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表専修学校進学者特別支援資金の項中「財団法人島根県育英会（昭和33年 6 月 17 日に財団法人島根県育英会という名称で設立された法人をいう。」を「公益財団法人島根県育英会（」に改め、同表新規就農者経営安定資金の項中「財団法人しまね農業振興公社（昭和45年 8 月 10 日に財団法人島根県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。」を「公益財団法人しまね農業振興公社（」に改め、同表林業就業促進資金の項中「社団法人島根県林業公社（昭和40年 5 月 18 日に社団法人島根県造林公社という名称で設立された法人をいう。」を「公益社団法人島根県林業公社（」に改め、同表伝統工芸雇用就業資金の項中「社団法人島根県物産協会（昭和52年 4 月 8 日に社団法人島根県物産協会という名称で設立された法人をいう。」を「一般社団法人島根県物産協会（」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第16条の 4 第 2 号を次のように改める。

(2) 一般財団法人島根県職員互助会、一般財団法人島根県教職員互助会及び一般財団法人島根県警察職員互助会（以下「互助会」と総称する。）の掛金その他の互助会に対して支払うべき納入金

第16条の 4 第 4 号中「財団法人島根県教職員互助会」を「一般財団法人島根県教職員互助会」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

（退職手当からの控除）

第 13 条 職員に退職手当を支給する際、その退職手当から一般財団法人島根県職員互助会、一般財団法人島根県教職員互助会及び一般財団法人島根県警察職員互助会の貸付金の弁済金額に相当する額を控除することができる。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第 4 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年島根県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号から第 8 号までを次のように改める。

- (1) 公益財団法人しまね国際センター
- (2) 公益財団法人しまね海洋館
- (3) 公益財団法人しまね女性センター
- (4) 公益財団法人しまね文化振興財団
- (5) 一般財団法人自治体国際化協会
- (6) 公益財団法人島根県環境管理センター
- (7) 公益社団法人益田市医師会
- (8) 公益財団法人島根県環境保健公社

第 2 条第 1 項第 10 号から第 16 号までを次のように改める。

- (10) 公益財団法人しまね農業振興公社
- (11) 公益社団法人島根県林業公社
- (12) 一般財団法人くにびきメッセ
- (13) 公益社団法人島根県観光連盟
- (14) 公益財団法人しまね産業振興財団
- (15) 公益財団法人ふるさと島根定住財団
- (16) 公益財団法人島根県建設技術センター

（島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例の一部改正）

第 5 条 島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

公益財団法人しまね海洋館

公益財団法人しまね女性センター

公益財団法人しまね文化振興財団

公益財団法人しまね国際センター

公益財団法人しまね自然と環境財団

公益財団法人島根県環境管理センター

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

公益財団法人しまね農業振興公社

公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金

公益社団法人島根県林業公社

一般財団法人くにびきメッセ

公益財団法人しまね産業振興財団

公益財団法人ふるさと島根定住財団

島根県土地開発公社

公益財団法人島根県建設技術センター

島根県住宅供給公社

公益財団法人島根県暴力追放県民センター

（島根県県税条例の一部改正）

第 6 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第28条第 3 項第 1 号イ中「財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月 1 日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

第36条第 3 号中「財団法人島根県環境保健公社（昭和48年 2 月24日に財団法

人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。」を「公益財団法人島根県環境保健公社（」に改める。

(島根県暴力団排除条例の一部改正)

第 7 条 島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「財団法人島根県暴力追放県民センター（平成 4 年 5 月 11 日に財団法人島根県暴力追放県民センターという名称で設立された法人をいう。」を「公益財団法人島根県暴力追放県民センター（」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 8 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第29条第 2 号中「財団法人島根県教職員互助会（昭和46年 9 月 1 日に財団法人島根県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。」を「一般財団法人島根県教職員互助会（」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 9 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第21条の 3 第 1 号中「財団法人島根県教職員互助会（昭和46年 9 月 1 日に財団法人島根県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。」を「一般財団法人島根県教職員互助会（」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第31号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項中「職員を」を「職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第 7 項を次のように改める。

7 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）以上の職員で人事委員会規則で定めるものの第 5 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（特定職員に関する特例）

2 平成25年 3 月 31 日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（次項において「単純労務職員」という。）であった者で、同年 4 月 1 日に新たに職員の給与に関する条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員となったもの（平成26年 4 月 1 日に50歳以上の職員であって、平成25年 4 月 1 日から引き続き同一の職務の級に在職するものに限る。次項において「特定職員」という。）に対するこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第 4 条の規定の適用については、同条第 6 項中「次項」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第31号）附則第 2 項の規定により読み替えられた次項」と、「4 号給」とあるのは「4 号給（55歳以上の職員で人事委員会規則で

定めるものにあつては、2号給)」と、同条第7項中「55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)」とあるのは「57歳」とする。

- 3 平成25年3月31日に単純労務職員であつた職員（平成26年4月1日に50歳以上の者に限り、特定職員を除く。）で、特定職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定めるものについては、特定職員とみなして前項の規定を適用する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 4 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の表及び第23条の表中「第4条第6項」の次に「及び第7項」を加える。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第32号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 2 項中「教育職員を」を「教育職員（次項に規定する教育職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 55歳以上の教育職員で人事委員会規則で定めるものの第 1 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（特定教育職員に関する特例）

- 2 平成25年 3 月 31 日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（次項において「単純労務職員」という。）であった者で、同年 4 月 1 日に新たに県立学校の教育職員の給与に関する条例第 4 条第 1 項に規定する高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員となったもの（平成26年 4 月 1 日に50歳以上の教育職員であって、平成25年 4 月 1 日から引き続き同一の職務の級に在職するものに限る。次項において「特定教育職員」という。）に対するこの条例による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例第11条の規定の適用については、同条第 2 項中「次項」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第32号）附則第 2 項の規定により読み替えられた次項」と、「4 号

給」とあるのは「4号給（55歳以上の教育職員で人事委員会規則で定めるもの
にあつては、2号給）」と、同条第3項中「55歳」とあるのは「57歳」とす
る。

- 3 平成25年3月31日に単純労務職員であつた教育職員（平成26年4月1日に50
歳以上の者に限り、特定教育職員を除く。）で、特定教育職員との権衡上必要
があると認められるものとして人事委員会の定めるものについては、特定教育
職員とみなして前項の規定を適用する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 4 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次の
ように改正する。

第14条の表及び第24条の表中「第11条第2項」の次に「及び第3項」を加え
る。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第33号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「教職員を」を「教職員（次項に規定する教職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 55歳以上の教職員で教育委員会規則で定めるものの第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条の表及び第25条の表中「第12条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第34号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 4 項を加える。

（特殊現場作業従事手当の特例）

4 第11条に定めるもののほか、当分の間、職員（人事委員会規則で定める職員に限る。附則第 6 項において同じ。）が次に掲げる作業に従事したときは、特殊現場作業従事手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第 2 項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（次号において「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

(3) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前 2 号に掲げるものを除く。）

5 前項の手当の額は、1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円

(2) 前項第 1 号の作業のうち前号及び第 4 号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。） 20,000円

(3) 前項第 1 号の作業のうち前 2 号及び次号に掲げるもの以外のもの 13,300円

(4) 前項第 1 号の作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの

3,300円

(5) 前項第 2 号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円

(6) 前項第 2 号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円

(7) 前項第 3 号の作業のうち屋外において行うもの 3,300円

(8) 前項第 3 号の作業のうち屋内において行うもの 660円

6 第39条第 3 項の規定にかかわらず、職員が同一日において、前項各号に掲げる作業のうちの 2 以上の作業に従事したときは、これらの作業に係る特殊現場作業従事手当のうちその額の最も高いものの一を支給する。

7 附則第 5 項第 5 号又は第 7 号の作業に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊現場作業従事手当の額は、前 2 項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第35号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）から第 3 項まで及び第 6 項から第 8 項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第26条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第26条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 7 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前 2 号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第 5 条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をする職員の配偶者（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。第 7 条第 1 号及び第 8 条第 1 項において同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第 6 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第 3 条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 配偶者同行休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1 回に限るものとする。
- 3 第 2 条及び前条第 2 項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第 7 条 法第 26 条の 6 第 6 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 10 号）第 10 条に規定する休暇、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 31 年島根県条例第 36 号）第 10 条（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）第 22 条の 10 の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する休暇その他これらに相当する休暇として人事委員会規則で定める休暇を取得することとなったこと。

- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律 110 号）第 2 条第 1 項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第 8 条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第 9 条 任命権者は、第 2 条又は第 6 条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第 2 号に掲げる任用は、申請期間について 1 年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

4 第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員については、次に掲げる規定は、適用しない。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第17条
- (2) 職員の休日及び休暇に関する条例第13条
- (3) 職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）第1条の2第1項第4号

（職務復帰後における号給の調整）

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 職員の退職手当に関する条例第4条の9第1項及び第5条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第4条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(島根県職員定数条例の一部改正)
- 2 島根県職員定数条例（昭和28年島根県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中第 9 号を第10号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。
(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）第 2 条の規定により、任命権者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員（県立学校の職員定数条例の一部改正)
- 3 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。
(3) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）第 2 条の規定により、任命権者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員（市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)
- 4 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。
(3) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）第 2 条の規定により、任命権者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員（島根県地方警察職員定員条例の一部改正)
- 5 島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。
(4) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）第 2

条の規定により、任命権者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員
(島根県企業局職員定数条例の一部改正)

- 6 島根県企業局職員定数条例（平成19年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）第2条の規定により、管理者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員
(島根県病院局職員定数条例の一部改正)

- 7 島根県病院局職員定数条例（平成19年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）第2条の規定により、病院事業管理者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 8 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第22条の2 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）第2条の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第23条中「又は」を「、」に改め、「第6条第1項第2号」の次に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号」を加える。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 9 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例

第29号)の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第28条の2 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号)第2条の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第29条中「又は」を「、」に改め、「第6条第1項第2号」の次に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

10 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第8条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

11 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成16年島根県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業の状況

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第36号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条中「100分の 5」を「100分の3.2」に改める。

附則第 7 項中「100分の5.8」を「100分の 4」に改める。

附則第 8 項中「5.8分の0.8」を「4 分の0.8」に改める。

附則第16項中「平成20年10月 1 日」を「平成26年10月 1 日」に、「100分の 1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の 4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の 6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に、「100分の4.3」を「100分の5.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第12条並びに附則第 7 項及び第 8 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 3 新条例附則第16項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第37号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第56号左欄中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同欄の(1)中「（法第32条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「、第31条の 6 第 1 項又は第32条第 1 項」に改め、同欄の(2)中「（法第32条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「、第31条の 6 第 3 項又は第32条第 2 項」に改め、同欄の(3)中「法第32条第 4 項」を「法第31条の 6 第 5 項又は第32条第 5 項」に改め、「読み替えて」を削る。

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第 2 条 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表特例児童扶養資金の項中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

(島根県立総合福祉センター条例の一部改正)

第 3 条 島根県立総合福祉センター条例（平成 7 年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「児童」の次に「、父子家庭の父及び児童」を加える。

第 3 条第 2 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

第11条第 1 項の表及び第12条第 1 項の表中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

(島根県部設置条例の一部改正)

第 4 条 島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表健康福祉部の項第 1 号中「児童・母子福祉及び」を「児童、母子及び父子福祉並びに」に改める。

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第43条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第113条第 2 項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

(島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 6 条 島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第16条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第38号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表看護学生修学資金の項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第39号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第46条第 3 項を削る。

附則第 8 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項を附則第 9 項とし、附則第 7 項の次に次の 1 項を加える。

（保育所に配置する職員の特例）

- 8 乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る第46条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限って、保育士とみなすことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第40号

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第 14条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等（法第 1 条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に係る機関及び団体の連携を図るため、島根県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成)

第 2 条 協議会は、いじめの防止等に係る機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者をもって構成する。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第41号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の38の項中「第97条の 2 第 1 項第 3 号」の次に「又は第 5 号」を加え、同表の38の 2 の項中「第89条第 2 項」を「第89条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。